

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構分の賃貸借設定)
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)
- 議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、1月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 川田英之委員、1番 飯塚真砂美委員のご両人をお願いし
	ます。なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
1番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号7号では、申請農地は、昨年、11月の定例
	会でご報告いたしました、農地中間管理機構が行う事業で、一旦、
	機構が申請農地を買受、その後、耕作者へ売買する事業となってい
	ます。譲受人は羽生市と行田市で耕作を行っている方となってい
	ます。申請農地は、譲受人の自宅から、約500mの場所に位置してお
	ります。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号7号について調査報告いたします。
1番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。	

議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た
	だいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
7 番	売買金額はいくらですか。
事務局	1 反当たり、15 万円となっています。
	(発言なし)
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
(議案第 2 号)	ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
事務局	引き続き、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につ
	てを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果
	報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について受付番号
	8 号から 15 号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について
	ご説明いたします。受付番号 8 号では、自己用住宅を設けるもので
	す。譲受人は、現在、市外の持ち家に居住しており、現在離婚協議
	中です。離婚が成立すれば、現在の住まいを退去しなければならない
	ため、新しい住居を探していました。農地の区分については、生
	産力の高い概ね 10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地
	で「第 1 種農地」と判断しました。第 1 種農地の転用は、原則とし
	て不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地
	法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅で集落に接続して設置さ
	れるもの」に該当し、敷地面積も 500㎡を超えないものであり、例
	外に該当し、許可相当になるものと思われます。つづきまして、
	9 号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、東京都豊
	島区に事務所を置き、平成 25 年から太陽光発電事業を行っている法
	人です。申請農地は平坦で、申請農地の西側の樹木は地権者合意の
	もと伐採可能であり、周辺に日光を遮る高い建物が無いことから、
施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今	
回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲	
をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に	
迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分につ	
いては、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が	
概ね 10ヘクタール未満である「第 2 種農地」と判断しました。つ	
づきまして、10 号は、一時転用の資材置き場を設けるものです。譲	

受人は、東京都千代田区に事務所を置き、平成16年から建築工事を
行っている法人です。現在、譲受人は、
工事を請け負い、工事におけ
る重機・資材・機材等の置き場が必要となりました。申請農地は施
設敷地に隣接した場所にあり、譲渡人の了解も得られたことから、
一時転用の資材置き場敷として申請するものです。申請農地は、生
産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地
で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則とし
て不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であ
るため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために
行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われま。つづきま
して、11号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、
兄の所有する実家で両親と兄妹6人で暮らしています。そろそろ実
家から独立しようと考え、家族と相談し、今回の申請地に住宅を建
築することに決めました。申請農地は、申請者の職場や実家からも
近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申
請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断し
ました。12号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、
東京都豊島区に事務所を置き、平成25年から太陽光発電事業を行っ
ている法人です。申請農地は、平坦であり、周辺に日光を遮る高い
建物が無いことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意
を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するもので
す。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維
持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなってい
ます。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つ
づきまして、13号では、自己用住宅を設けるものです。譲渡人と譲
受人は親子となっています。譲受人は現在加須市のアパートで暮ら
しています。将来を考え、自分達の住宅の建築を考えていました。
譲渡人である父親に相談したところ、父親が所有している農地に建
てても良いことになりました。申請農地は、譲渡人の住宅の直ぐ東
側に位置し、隣接して暮らすことで、今後、お互いに助け合いなが
ら生活でき、安心して暮らせることから、今回、自己用住宅敷とし
て申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（青地）から
令和3年10月25日に除外されていることを確認しております。
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農
地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住
宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で
集落に接続して設置されるもの」に該当し、敷地面積も500㎡を超
えないものであり、例外に該当し、許可相当になるものと思われ

	<p>ます。つづきまして14号では、太陽光発電施設を設けるものです。</p> <p>譲受人は、栃木県佐野市に事務所を置き、令和元年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、平坦であり、すでに隣地に太陽光発電所が設置されており、周辺に日光を遮る高い建物がな</p> <p>いことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして</p> <p>15号では、一時転用として農地改良を行うものです。譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑に転換します。その後の耕作は、農業に参入する東京都港区に本社を置く主に旅行関係の法人が、ハウスを建築してミニトマトやさつまいもを栽培する予定です。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。</p> <p>原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われま</p> <p>す。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えま</p> <p>す。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えま</p> <p>す。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号8号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、行田市に妻の実家の土地に私名義の住宅を建て、家族で居住していますが、現在、妻と離婚協議中です。離婚が成立すれば、私は、現在の住まいから退去しなければならないため、新しい住居を探していました。現在の仕事が自動車関係のため、交通の便利な場所を考えて探していましたところ、同土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、病院・ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくお願</p> <p>いいたします。なお、現在の住まいは、売却の為、販売をいたしておりますが、まだ買い手は決まっておりません。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号9号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は2013年の創業以来、数多くの再生可能エネルギー発電事業に携わってまいりました。今後も北関東を中心に埼玉県、長野県も視野にいた地域で太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、西側の樹木は地権者合意のもと伐採処理が可能であり、他周辺に日照を遮るような建物は存在しないことから、太陽光発電事業を行うにあたり非常に優れた業績を期待できると考えております。2012年に始まった電力固定買取価格制度が転換期をむかえる中、政府は2050年のカーボンニュートラル社会実現を宣言いたしました。さらに2030年度までには温室効果ガスの46%削減も目標に掲げており、制度が変われど、再生可能エネルギーの重要性は以前にも増して高まってきております。弊社は本事業を推進していくことで、社会が目指すCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することができると考えており、当該用地に農地転用許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしく願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号10号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は、平成16年5月より橋梁鉄鋼等の鋼構造物の製造・販売等総合建設業等の業務を現在営んでおるところです。今回お陰様にて、
	羽生市大字 地内の
	工事について受注することができました。ついて
	は、同工事中重機・資材・機材等の置場として、一時転用申請をお願いするものです。可様な次第により、工事完了まで近隣にご迷惑のかからぬ様最善の努力をし、管理をして道路完成に結び付ける所存です。完了後は現況の復旧し、土地所有者に変換するものです。
	蒸気ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願い申し上げます。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9 番	受付番号 1 1 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私は兄の家で両親と兄妹 6 人で生活をしています。そろそろ実家から独立しようと思ひ、家族で相談したところ、今回の申請地を購入し、専用住宅を建築することに決めました。申請地は、私の職場から近く、今の住まいも近いので安心して生活できると思ひ、選びました。以上のような理由から、今回の申請を致しますので、ご許可の程、何卒よろしくお願ひいたします。なお、私には、建築可能な土地、建物はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号 1 2 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は 2013 年の創業以来、数多くの再生可能エネルギー発電事業に携わってまいりました。今後も北関東を中心に埼玉県、長野県も視野にいた地域で太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、西側の樹木は地権者合意のもと伐採処理が可能であり、他周辺に日照を遮るような建物は存在しないことから、太陽光発電事業を行うにあたり非常に優れた業績を期待できると考えております。2012 年に始まった電力固定買取価格制度が転換期をむかえる中、政府は 2050 年のカーボンニュートラル社会実現を宣言いたしました。さらに 2030 年度までには温室効果ガスの 46% 削減も目標に掲げており、制度が変われど、再生可能エネルギーの重要性は以前にも増して高まってきております。弊社は本事業を推進していくことで、社会が目指す CO2 削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することができると考えており、当該用地に農地転用許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願ひ申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号 1 3 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は平成27年に結婚し、加須市にアパートを借り生活して参りました。そろそろ安住できる住まいを建築し実家の両親も安心させたいと思っていた矢先、昨年父が脳出血に倒れ、現在回復はしてきているのですが、不安は拭えません。私は建築できる土地や建物は一切所有がないため、父の所有する土地に建築することを考え、相談いたしました。父は他にも農用地区域外にも2か所土地を所有していますが、どれも道路が整備されていないなど建築には向きません。</p> <p>何より申請地は、実家の目の前であり、容易に助け合いながらお互い安心した生活を送れると思ひ、今回農地法5条許可及び都市計画29条開発許可申請をしようと決意致しました。これからも積極的に実家の手伝いをしていきたいと思ひますので、ご許可くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号14号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は再生可能エネルギーによる発電事業、電力の売買及び付随する一切の業務を主な目的として、令和1年5月24日に設立いたしました。まだ設立から間もないですが、現在弊社名義の経済産業省による太陽光発電設備認定を複数箇所取得しており、今後も北関東を中心に埼玉県、長野県を視野にいたした地域で太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、周辺に日照を遮るような建物は存在せず、また既に隣地に太陽光発電所が設置されていることから、太陽光発電事業を行うにあたり非常に優れた業績を期待できると考えております。</p> <p>2012年に始まった電力固定買取価格制度が転換期をむかえる中、政府は2050年のカーボンニュートラル社会実現を宣言いたしました。さらに2030年度までには温室効果ガスの46%削減も目標に掲げており、制度が変われど、再生可能エネルギーの重要性は以前にも増して高まってきております。弊社は本事業を推進していくことで、社会が目指すCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することができると考えており、当該用地に農地転用許可を賜りたく、ここに</p>

	申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
10番	受付番号15号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私、 が、土地所有者から依頼されて、次の農地、 の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、 実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。
	なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。
	1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。
	2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。
	3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。
	4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。
	5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該整備計画の変更については、農業振興地域の

	<p>整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。</p> <p>事務局である「農政課 農業政策係」からの説明後、担当委員より、調査結果の報告をお願いします。</p>
農政課	<p>それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和3年10月に受けました、農用地区域からの除外の申出4件につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。</p> <p>「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、4月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは5月以降となる予定です。事案番号1番は新郷地区の案件になります。1番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市内でアパート住まいをしている孫夫婦が祖母の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。事案番号2番は村君地区の案件になります。2番の案件につきましては、既存敷地である農作業所の敷地拡張でございます。既に使用している状態ですので、これを是正する手続きとなります。事案番号3番、4番につきましては、新郷地区の案件になります。3番の案件につきましては、農家住宅敷の敷地拡張でございます。こちらは既に使用している敷地の一部が農地であることが判明したため、これを是正する手続きになります。4番の案件につきましては、自己用住宅の用地の手続きでございます。実家で生活している息子夫婦が父の所有する土地に住宅を建てるための手続きになります。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は、1,471㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市のまちづくり政策課、及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。それでは、慎重なるご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
1番	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>平成26年7月に結婚し、アパートに借家しながら父の会社へ勤め</p>

	<p>ているサラリーマンです。結婚以来、7年経過し、いつまでも借家では不経済、損失であるため、両親等に相談致し、生家の西に分家住宅を建てて、祖母・両親等を支援しながら休日には農作業の手伝いもして、申請地に分家住宅を建築して永住するものです。生家には農地があり、他の農地は、集団農地の中であつたり不適であります。集落の混在している申請地を選択した経緯です。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>事案番号2番について調査報告をいたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地について、（詳細に説明）です。</p>
	<p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p>
	<p>私は、農業を生業に農家証明書に記載の農地17106㎡を所有し、現在は年齢の関係もあり、うち14185㎡は他に貸付しております。今回、農用地除外申請を致します土地は、昭和53年に農地法及び建築確認の許可を得て、これまでの酪農をより専門的に行うべく牛舎を建築し酪農経営に転換を行ったところです。なお、牛舎の利用は平成17年に酪農経営環境の悪化と近隣への臭い等から迷惑をかけている状況を勘案し、廃業を致し、この後は農業機械等を収納しておりました。この牛舎建築地の周辺地域には、圃場整備が行われ、昭和61年に換地処分がなされた地域であり、この圃場整備区域に包含された土地です。牛舎が建築された土地（圃場整備前）は同所であり、同土地は換地処分後は同所となりまして。換地処分後の牛舎の建っている土地は、（畑）にまたがった形となりました。なぜこのような状況に至ったのかを考えてみますと、牛舎建築当時は各筆の境界が明確ではなかったこと、一方で私自身が土地の境界に関する知識が不十分であったことも一因と考えております。さらに昭和61年の圃場整備の換地処分当時においても、牛舎が農地に跨っていることも知らず、理解が不足しておりました。現在、この牛舎は平成23年よりが農業専門の会社を立ち上げ、周辺地で農作物を生産しており、その関係から建物の内部空間を農業関係資材置場として賃貸しております。また、昭和58年に建築した物置についても建築確認申請済ですが、昭和35年に父が建築した物置であることから、同上の理由により、宅地内と思い建築したものです。この2棟の建物については、との再契約時に建物（牛舎）が農地に跨っていること、さらに昭和58年建築の物置も一部の農地に跨っていることを知りました。し</p>

	<p>かし、これまでこの農地法に違反する形である状態を今日まで放置する形になってしまい申し訳なく反省をいたしております。私も80歳を過ぎまして、終活を見据えますと息子夫婦に適正な相続を行いたく、今回農用地除外の申請を致すものです。今後においては、農地法を遵守してまいりますので、これら諸般の事情を勘案頂けますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>事案番号3番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>私は平成3年8月に父が所有していた現住所にて農地転用許可を取得し、自己用住宅を建築いたしました。その後30年余り家族と共に暮らしてまいりましたが、このたび、同居する長男に子供が生まれ、空いている敷地に新築を建築したいとの相談を受け調査をした結果、申請地以外の土地に現在の家が建築されていることに気づき反省しております。当時、父の土地ということもあり、申請手続きは父が行っており、平成30年に父が亡くなっているため、どうしてこのような状況になったのかまったくわかりません。つきましては、誠に勝手ながら現在の利用状況に合わせてを分筆し、当時の除外申請面積500㎡以内になるように是正申請をさせていただければと思います。私どもの不注意により、関係各所管にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、このようなことのない様十分注意いたしますので、許可賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>事案番号4番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>現在私は、実家で両親、家族と暮らしておりますが、今年7月子供が誕生し手狭で生活に不自由を感じております。つきましては、将来のことを見据え、持ち家を建築したく考えました。このたび、実家の敷地の一部を親から譲って頂けることになり、申請する次第です。申出地、集落内にあり、現在の生活環境を変えることなく、勤</p>

	務先にも近いため、住まいには最適と考え選定しました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、担当委員の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、
	ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに決定いたします。
(議案第4号)	続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(埼
(議案第5号)	玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第4号中、事案番号22号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第4号、農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)、議案第5号、農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)について、一括して説明させていただきます。議案4号・5号については、埼玉県農地中間管理機構に賃借権・使用貸借権を設定する計画(案)となっています。こちらは、平成26年4月より、農地中間管理機構が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しをするものです。このように行うことで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていかうとするものです。今回は、この事業を利用して、農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、「対象農地」の情報となります。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)の合計が表の右下側にございます。新規設定として
	50件、面積 田 103420.28㎡、畑 15212㎡ 池・沼 647㎡ 合計

	<p>1119279.28㎡となっております。埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画（案）の合計が表の右下側にごございます。新規設定として7件、面積 田 6360㎡ 畑 2326㎡ 合計8686㎡ となっております。</p> <p>以上で、議案第3号・4号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告、説明が終わりましたので、「 委員」の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第4号及び議案第5号 農用地利用集積計画（案）については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号及び議案第5号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。</p> <p>「 委員」の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>(議案第6号) 続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。当該利用配分計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号70号から77号及び187号から208号、130号から144号、145号から148号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「 委員」「 委員」「 委員」の退席を求めることになります。それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第6号、農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地情報で「賃借権の設定等を受ける土地」、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管</p>

	<p>理機構から賃借権の設定等を受けている者」、なお新規で借受ける場合は、空欄となっています。一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっています。「賃借権の設定等を受ける土地」については、今月の農地利用集積計画（案）で中間管理機構へ利用権の設定を行っている農地となっています。今後の流れですが、この配分計画（案）について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が38日間、配分計画の縦覧期間が14日間を経て、3月31日に賃借権等が設定されるものとなっております。</p> <p>以上で、議案第6号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告、説明が終わりましたので、「委員」</p>
	<p>「委員」「委員」の退席をお願いします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑・ご発言をお願いします。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第6号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。</p> <p>「委員」「委員」「委員」の入室をお願いします。</p> <p>（委員の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。ご覧のとおり、共同住宅敷1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは耕作を行う者が、農業用施設用地として農地を使用する場合、面積2アール未満までについては、農業委員会へ届出を行うこととなっているものです。場所は、三田</p>

	ヶ谷観光農園になります。隣接するハウスで栽培するイチゴのパック詰め等の作業を行う農業用倉庫敷として届出を行うものです。
	報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷14件、共同住宅敷1件、倉庫敷4件、工場敷3件、駐車場敷2件ございました。
	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。29件ございました。
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、12月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が4件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 2月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 1月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	